

沖縄県個人情報保護審査会答申第86号 概要

①件名	医療安全相談センターに相談した内容に係る不開示決定（不存在）に対する審査請求
②開示請求年月日	令和元年5月14日（受理：令和元年5月14日）
③実施機関	沖縄県知事（保健医療部医療政策課）
④決定年月日	令和元年5月28日（保医第218号）
⑤決定内容	保有個人情報不開示決定（不存在）
⑥決定理由	(1) 平成29年4月の当センターの相談記録に、請求者の氏名等が記載された内容は存在しないため。 (2) 開示請求のあった日には保有していなかったため。
⑦審査請求年月日	令和元年6月12日（受理：令和元年6月12日）
⑧審査請求の趣旨	(1) 記録が存在しないと言う事は納得できない。
⑨審査請求理由要旨	(1) 平成29年4月沖縄県医療安全相談センターに行き、まちがいでなく相談した。私の名前がないという事で記録が存在しないと言う事は納得できない。私だと言う立証する証拠が他の記録にもあるはず。
⑩諮問年月日	令和元年7月23日（沖縄県諮問保第1号）
⑪答申年月日	令和元年12月24日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った、令和元年5月28日付け保医第218号による保有個人情報不開示決定については、審査請求人を本人とする保有個人情報を特定し、改めて開示決定等をすべきである。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 個人情報の特定の基準について</p> <p>条例の対象とする個人情報は、当該情報そのものから本人が識別されるものであることが原則であるが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる場合は対象とすることが適当である。</p> <p>特別の調査をしなければ入手し得ないような情報については、一般的には、「他の情報」に含めて考える必要はない。しかし、事案によっては、個人の権利利益を保護する観点から、当該個人情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが求められる。</p> <p>(2) 審査請求人の主張の検討について</p> <p>ア 審査請求人は、県の駐車場入口で駐車券を渡していると主張しているが、県庁地下駐車場利用時に発行される駐車場整理票を確認したところ、平成29年4月の駐車場整理票に審査請求人の名前・車両番号が記載された記録はなかった。</p> <p>イ 審査請求人は、別件の保有個人情報開示請求において、令和元年5月相談処理票の部分開示決定を受けており、当該相談処理票中には、「平成29年4月に当センターに相談した。」との記載がある。</p> <p>また、当該相談処理票には、「対象病院：○病院」「対象患者：母親」「相談内容：母のカルテ開示」といった内容が記載されていることから、実施機関が保有する平成29年4月分の医療安全相談処理票に同様の記載がないか確認させたところ、1件の医療安全相談処理票（以下「平成29年4月相談処理票」という。）の提示を受けた。</p> <p>平成29年4月相談処理票を確認すると、相談者氏名は空白であるものの、「対象病院」「対象患者」「相談内容」が一致しており、また、入院期間についても、入院始期は数か月のずれがあるものの入院終期については一致した。</p> <p>(3) 本件公文書の特定について</p> <p>上記の通り、審査請求人の来庁及び相談実施の証明はできないものの、令和元年5月相談処理票と平成29年4月相談処理票の記載内容が一致していることから、平成29年4月相談処理票を本件公文書と特定し、改めて開示決定等をすべきである。</p>